

【問題】

被疑者Xは、平成14年10月1日午後3時53分ころ、公務執行妨害の容疑で現行犯逮捕され、午後4時10分ころ、S警察署（以下、S署という）に引致された。同署の司法警察職員が、午後4時15分ころ、Xに犯罪事実の要旨および弁護人を選任することができる旨を告げ、弁解の機会を与えたところ、Xは、知り合いの弁護士Aを弁護人を選任する旨述べた。

Xの父親Fから連絡を受けて、Xが逮捕されたことを知ったAは、午後4時25分ころ、S署に赴き、玄関で警備に当たる警察官らに対しXの弁護人となろうとする者として接見に来た旨を告げたところ、Aが署内に入ることを拒否する警察官らと押し問答となった。

Aは、午後4時35分ころにS署の玄関口に出て来た捜査主任官のP警備課長に対して、Xとの即時の接見を申し出たところ、P課長は、Aに対し、Xには間近に取調べの予定があるのでしばらく接見を待ってほしい旨の発言を繰り返し、午後4時40分ころ、いったん署内に引き揚げた。

S署警備課Q巡查部長は、午後4時45分ころ、Xの写真撮影に引き続いて、その取調べを開始した。署内に戻ったP課長は、Xの取調べ状況を確認し、その際、XがA弁護士を弁護人を選任する意向であることを知った。P課長は、その後、留置主任官であるR警務課長と接見等につき協議し、接見させる場合は留置手続後接見室で行うこと、食事時間の前後は戒護体制が手薄になるから接見させないこと、Xを留置した段階で夕食を取らせることを確認した。

P課長は、午後5時10分ころ、S署の玄関口において、Aに対し、XもAを弁護人を選任すると言っているが、現在Xは取調べ中であるから接見をしばらく待ってほしい旨述べた。

さらに、P課長は、午後5時28分ころ、Q巡查部長に対し、Xの取調べを一時中断して留置場において食事をさせた後、再び取調べをするよう指示した。Q巡查部長は、Xを留置係の警察官に引き渡し、Xは留置場に留置された。その際、Q巡查部長は、留置係の警察官に対し、夕食後再度取調べを行う予定があるので夕食が終わったら連絡をしてほしい旨伝えた。

午後5時45分ころ三度<sup>みたび</sup>玄関口に出て来たP課長は、Xには取調べ予定があるので接見させることができない、接見の日時を翌日午前10時以降に指定する旨を告げて、署内に引き揚げた。Aは、午後6時ころ、S署から引き揚げた。

Q巡查部長は、午後6時10分ころ、Xの逮捕現場で検証を行っていた捜査員から応援依頼を受け、その補助に赴いた。そのため、Xの夕食は午後6時15分ころ終了したにもかかわらず、Xの取調べは行われなかった。Q巡查部長は、午後8時ころ検証から戻ったが、P課長は、この時点から取調べを開始すれば深夜に及ぶおそれがあると考え、その日のXの取調べを中止させた。

P課長による上記接見指定の適法性について論じなさい。